

令和3年度の病床整備に関する事前協議について

2021/9/24（金）

令和3年度第2回保健医療計画推進会議

1 事前協議について

- ①二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- ②当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を行う。
- ③本会議では、事前協議の対象とする二次保健医療圏及び申出受付期間について決定・承認する。

2 療養病床及び一般病床（令和3年4月1日時点）

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
横 浜	23,993	23,529	▲464
川崎北部	3,796	4,330	534
川崎南部	4,189	4,776	587
相模原	6,545	6,484	▲61
横須賀・三浦	5,307	5,119	▲188
湘南東部	4,064	4,405	341
湘南西部	4,635	4,654	19
県 央	5,361	5,347	▲14
県 西	2,809	3,092	283
合 計	60,699	61,736	1,037

※既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

3 地域医療構想調整会議等での協議状況について

基準病床数に比べ既存病床数が不足している4二次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否かについて、該当医療圏の地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）において意見聴取した結果は次のとおりであった。

二次保健医療圏	実施の要否
① 横浜	実施する
② 相模原	実施しない
③ 横須賀・三浦	実施する
④ 県央	実施しない

※公募条件は別紙1-1及び1-2、主な意見は別紙2のとおり

4 令和3年度病床整備事前協議について

(1) 対象とする二次保健医療圏及び病床数

地域医療構想調整会議等の協議結果を踏まえ、今年度の事前協議の対象は、次の二次保健医療圏及び病床数としたい。

事前協議対象 保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	過不足数 C(B-A)	事前協議 病床数
横 浜	23,993	23,529	▲464	464
横須賀・三浦	5,307	5,119	▲188	188
計	29,300	28,648	▲652	652

(2) 病院開設等の申出受付期間及び今後のスケジュール

病院開設等の申出受付期間は、令和3年10月4日～11月30日としたい。

<今後のスケジュール（予定）>

○令和4年1月～2月

地域医療構想調整会議(地区保健医療福祉推進会議)

市保健医療協議会等の意見聴取

○令和4年2月下旬～3月

県保健医療計画推進会議の意見聴取、県医療審議会への報告

申出者への結果通知

(3) 申出資格

病院等の開設者または開設予定者

原則、申出の翌年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができる場合に限る。

※工事を伴う場合、次の期間内に工事契約の締結を行い、契約書を知事又は保健所設置6市長に提出できる場合に限る。

- ①改修等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内
- ②新設及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内
- ③新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日
- ④①～③に関わらず、知事又は保健所設置6市長と調整した結果、難しいことが認められる場合、調整の上で必要と認めた期間

- ① 関係法令に抵触していないこと
- ② 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- ③ 病院等の開設等の計画に确实性があること

神奈川県知事 様

横 浜 市 長



病院等の開設等に係る事前協議について (回答)

令和 3 年 8 月 2 日付医第 1871 号で照会のありました標記については、次のとおりです。なお、令和 3 年度第 1 回横浜市保健医療協議会において、事前協議に係る意見聴取を行っていることを申し添えます。

- 1 令和 3 年度につきましては、病院等の開設等に係る事前協議を実施いたします。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横浜	464床

なお、新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提としゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合は、病床機能に関わらず特例的に配分を検討します。

- 2 令和 3 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方
別紙のとおり

- 3 会議の開催状況

- (1) 第 1 回横浜地域地域医療構想調整会議

ア 日時 令和 3 年 8 月 2 日 (月) 19 時から 21 時まで

イ 場所 WEB 開催 (横浜市医師会会議室)

- (2) 第 1 回横浜市保健医療協議会

ア 日時 令和 3 年 8 月 30 日 (月) 19 時から 20 時まで

イ 場所 横浜市庁舎会議室

担 当 : 医療局医療政策部医療政策課

家田・服部

電 話 : 045-671-2972

E-メール : ir-policy@city.yokohama.jp

令和3年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方

1 配分方法

基準病床数の範囲内で、公募により配分します。

2 対象医療機関等

- (1) 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。
- (2) 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表1）とします。
- (3) 新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提とし、ゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合は、病床機能に関わらず特例的に配分を検討します。

表1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

3 配分に当たっての考え方

(1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価して行います。

- ア 地域の医療需要との整合性
- イ 地域医療連携に係る調整状況
- ウ 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- エ 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

(2) 病床は、以下の点を要件として、配分します。

- ア 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- イ 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。
- ウ 原則として、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請又は、工事契約の締結を行い当該工事契約書の写しの提出を、表2の期間内までにできる事業計画であること。

表 2 許可申請又は、工事契約の締結の期間

項目		事項	期間
工事を伴わない場合		医療法に基づく病院等の開設等の許可申請	翌年（令和3年）の11月30日まで
工事を伴う場合	改修等による増床	工事契約を締結し、当該工事契約書の写しを提出	病床配分決定通知日から1年以内
	新設（移転再整備を含む） 又は増改築を伴う増床		病床配分決定通知日から2年以内
	再開発事業等を伴う新設		事業計画で予定する期日
	上記に依り難い場合		市と調整の上必要と認めた期間

別紙 1 - 2

令和 3 年 9 月 9 日

医 療 課 長 様

鎌倉保健福祉事務所長

病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和 3 年 8 月 2 日付で照会のありました標記の件について、別紙のとおり、令和 3 年
年度第 1 回三浦半島地区保健医療福祉推進会議における意見聴取結果を回答します。

問合せ先

鎌倉保健福祉事務所

企画調整課 半澤

電話 0467-24-3900（内 221）

別紙

病院等の開設等に係る事前協議について（結果）

- 1 令和3年度につきましては、病院等の開設に係る事前協議を実施する。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横須賀・三浦	188床

- 2 令和3年度病床整備事前協議について

公募に際して、当二次医療圏は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大のため患者の受診抑制による医療需要が減少していることや、医療従事者の不足のため休棟中の病床が多数ある状況であることから、回復期などの病床を増床していく時期ではない。

しかし、新型コロナウイルス感染症など新興感染症に関しては、感染拡大時における医療崩壊を防ぐために、感染症患者を受入れる病床のみを対象とする。

公募条件として、次のとおりとする。

- 横須賀・三浦二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。
- 新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提として、ゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合とする。

令和3年度第1回地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議） 主な意見

二次保健医療圏	実施要否	主な意見
横浜	実施する	<p>※令和3年度第1回地域医療構想調整会議（8月2日開催）では、意見の取りまとめには至らず、結論を保留とした。</p> <p>※その後、改めて委員の意見を聴取するため、書面協議を実施した結果、事前協議の実施を了承するという事で意見を取りまとめたが、次のような附帯意見（概要）があった（なお、書面協議の詳細は、参考資料2-1参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○なるべく科学的な根拠に基づく合理的な判断をするため、多面的な統計資料等に基づいて、十分な時間を確保して関係者で議論することが必要である。 ○過年度に配分した病床の整備状況を確認する必要がある。 ○医療従事者の確保が難しくなっている。 ○療養病床については、県域全体の視点も必要である。
相模原	実施しない	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナの影響で今後の受療行動が見通せない。
横須賀・三浦	実施する	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の感染拡大時に患者を受け入れられる病床を至急整備すべきであり、それ以外の機能の病床を整備する時期ではない。 ○感染症拡大時期において、医療崩壊を防ぐために行政の要請に応じて、感染症患者を受け入れる病床であるということに限定した条件としたい。
県央	実施しない	<ul style="list-style-type: none"> ○特に意見等なし